

仕事・住まい・生活費に
お困りの方への貸付制度

生活福祉資金のご案内



生活福祉資金制度とは

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

- ※この制度は貸付であり、**給付ではありません**。
貸付後の償還（返済）計画を、一緒に検討していただく必要があります。
- ※**世帯単位での貸付制度です**。
申込者（借受人）は原則として生計中心者となります。
- ※世帯の生活の安定や経済的自立を支援するため、世帯の家計状況を詳しくお伺いします。
- ※他方、他制度（日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、沖縄県振興開発金融公庫等）の利用が優先されます。

民生委員による援助活動

民生委員は、資金の貸付対象となる世帯について調査を行い、その実態を把握し、資金貸付の紹介など必要な情報提供を行うとともに、県社会福祉協議会および市町村社会福祉協議会の貸付事業に協力し、対象世帯の生活の安定を図るために必要な援助活動を行います。

資金の貸付を受ける場合、民生委員や社会福祉協議会、自立相談支援機関等の**相談支援・指導を受けていただくことが前提となります**。

連帯借受人・連帯保証人とは

連帯借受人

- 技能習得を目的とした福祉資金（福祉費）や教育支援資金においては、学生等が借受人となるため、その世帯の生計中心者が「連帯借受人」となる必要があります。

連帯保証人

- 原則として、貸付申込者（借受世帯）と別世帯の「連帯保証人」を立てる必要があり、借受世帯の償還困難時には債務を履行することができる者に限ります。
- 保証人が立てられない場合は、据置期間経過後、年 1.5% の貸付利子がかかります。

貸付の対象になる方

低所得世帯

世帯の所得が一定の所得以下（生活保護法に基づく生活保護基準額の 1.75 倍程度）の世帯で、必要な資金について他から融資を受けることができない世帯。

障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者の属する世帯。

高齢者世帯

65 歳以上の高齢者の属する世帯。

その他

各種税金等の滞納及び多額の債務（現在延滞している債務を含む）がある場合は、支払いの見通しを立てていただいたうえで、お申込みください。

対象とならない方

- 暴力団員の属する世帯。
- 既に生活福祉資金等を借り入れていて、滞納している者の属する世帯及びその連帯保証人。
- 過去に生活福祉資金等を借り入れて、償還免除となっている者。
- 破産手続中（予定）または個人再生手続中（予定）の者。



申込時にご用意いただく書類

- 借入申込書
- 世帯全員の住民票（発行されて3ヶ月以内、本籍及び筆頭者が省略されていないもの）
- 世帯全員の所得証明書、課税証明書、納税証明書
- 本人確認ができる書類（健康保険証の写し、運転免許証の写しなど）
- 障害者世帯は、障害者手帳の写しまたはそれに準ずるもの
- 借入申込者名義の通帳の写し

教育支援資金

- 合格通知書、在学証明書の写し
- 日本学生支援機構等不採用確認書（本会指定様式）
- 教育支援資金の必要明細内訳書（本会指定様式）

不動産担保型 生活資金

- 戸籍謄本
- 建物及び土地の登記簿謄本
- 不動産の公図
- 固定資産税課税証明書

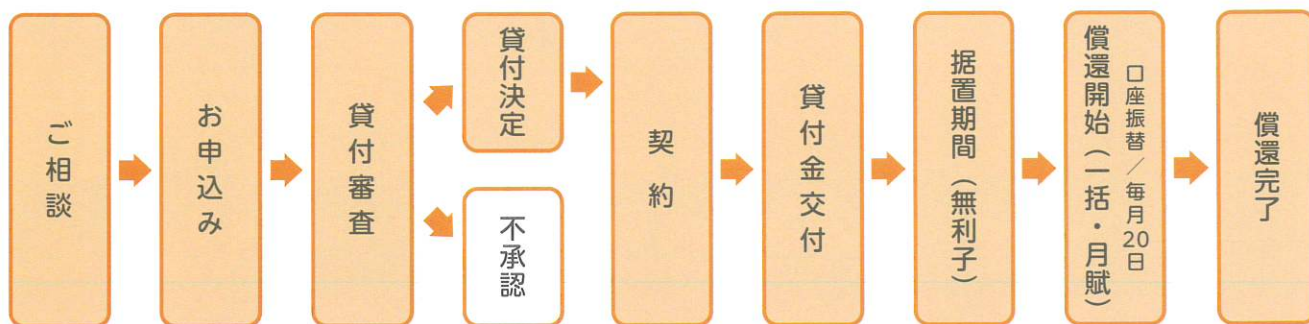
総合支援資金

- 雇用状況確認票
- 失業給付の分かる書類
- 住居確保給付金決定通知書（または支給対象者証明書）
- 入居予定住宅に関する状況通知書
- 滞納している公共料金等の明細書
- 家財道具の見積書

- その他、社会福祉協議会が指定する書類

相談から貸付決定、そして償還（返済）完了までの流れ

- お申込みは、お住まいの地域の市町村社会福祉協議会が窓口となります。
- 審査結果によっては、貸付できない場合があります（不承認）。
- 償還は据置期間後、償還計画に基づき口座振替または払込票により、ご返済いただきます。
- 貸付金を定められた償還期限までに支払わなかったときは、残元金に対して延滞利子（年3%）を徴収します。



申込みにあたってご注意くださいこと

- 世帯の生活の安定や経済的自立を支援するため、世帯の家計状況を詳しくおたずねします。
- ご相談、お申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要な範囲内で関係機関に対して個人情報を提供、共有します。
- お申込みの際は、借入申込書のほか、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。
- 既に契約、発注、購入及び支払済みの経費は貸付対象となりません。
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借受けた資金の用途をみだりに変更したり、他の事由に流用したりした場合には、資金をただちに返済していただきます。

※ 本リーフレットに記載されている事項以外にも資金ごとに条件等があります。お住まいの地域の市町村社会福祉協議会でご確認ください。



臨時特例つなぎ資金

失業などに伴って既に住居を失い、その後の生活維持が困難な離職者に対して、その状況に応じて失業給付、住居確保給付金、生活保護等の公的な給付または公的な貸付による支援制度があります。しかし、こうした公的な給付・貸付などは、申請から資金の交付まで、若干の時間を要するため、その間の生活に困窮することがないように、当座の生活費として貸付ける資金。

貸付対象：①原則、お住いの地区の生活困窮者自立相談支援制度実施機関における自立支援プランの作成に向けた相談が必要です。

②失業等給付、職業訓練受給給付金（求職者支援制度）、短期訓練給付金、住居確保給付金等の公的給付または公的な貸付の申請が受理されていて、かつその給付・貸付などの開始までの生活に困窮している場合。

貸付限度額：10万円以内

連帯保証人：不要

貸付利子：無利子

据置期間：なし（公的給付・貸付の交付を受けたときから1ヶ月以内）

償還期間：1年以内



総合支援資金

失業者世帯等に対して、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金。

※原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること。

生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用

貸付限度額：2人以上…月20万円以内

単身…月15万円以内

貸付期間：原則3ヶ月以内
（最長12ヶ月まで延長可）

貸付利子：保証人あり…無利子
保証人なし…年1.5%

据置期間：6ヶ月以内

償還期間：10年以内

住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を
結ぶために必要な費用

貸付限度額：40万円以内

貸付利子：保証人あり…無利子
保証人なし…年1.5%

据置期間：6ヶ月以内

（生活支援費と併せて貸付けて
いる場合は、生活支援費の最
終貸付日から6ヶ月以内）

償還期間：10年以内

一時生活再建費

生活再建のために一時的に必要かつ
日常生活費で賄うことが困難である費用

貸付限度額：60万円以内

貸付利子：保証人あり…無利子
保証人なし…年1.5%

据置期間：6ヶ月以内

（生活支援費と併せて貸付けて
いる場合は、生活支援費の最
終貸付日から6ヶ月以内）

償還期間：10年以内



不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯または要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。



不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地評価額の7割以内、月30万円以内

貸付期間：借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

据置期間：契約終了後3ヶ月以内

償還期間：据置期間終了時

貸付利子：年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率

連帯保証人：必要

※推定相続人の中から選任

※居住用不動産が配偶者と共有の場合は、配偶者を連帯借受人とする

留意事項：・居住者が65歳以上の世帯が対象

・配偶者、両親以外の同居人がある場合は貸付対象外

・土地評価額が概ね1,500万円以上必要

（下限1,000万円以上）※公示地価に基づく

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付限度額：居住用不動産評価額の7割以内（集合住宅は5割）
貸付額は保護実施期間が定めた貸付基本額の範囲内

貸付期間：借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

据置期間：契約終了後3ヶ月以内

償還期間：据置期間終了時

貸付利子：年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率

連帯保証人：不要

※居住用不動産が配偶者と共有の場合は、配偶者を連帯借受人とする

留意事項：・居住者が65歳以上の世帯が対象

・同居人がある場合でも可

（ただし、配偶者以外の承継は不可）

・土地建物の評価額が概ね500万円以上必要

（下限350万円以上）※固定資産税評価証明書

・受付窓口はお住まいの所轄の福祉事務所



福祉資金

福祉費

日常生活を送る上で、または自立生活を送るために一時的に必要なと見込まれる経費を貸付ける資金。

据置期間：最終貸付日から6ヶ月以内

貸付利率：保証人あり…無利子 / 保証人なし…年1.5%

保証人：原則必要 ※ただし、保証人なしでも貸付できます。

資金種別	対象世帯			貸付上限額の目安	償還期間
	低所得	障害者	高齢者		
生業費（※1）	○	○		460万円	20年以内
住宅の増改築（※2）	○	○	○	250万円	7年以内
福祉用具購入費		○	○	170万円	8年以内
障害者用自動車購入費（※2）		○		250万円	8年以内
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納	○			513.6万円	10年以内
負傷・疾病・療養費	○	○	○	療養期間、サービス利用期間 ・1年未満…170万円 ・1年以上1年6ヶ月以内で 世帯の自立に必要なとき…230万円	5年以内
介護サービス、障害者サービス費		○	○		5年以内
災害を受けた事による臨時費	○	○	○	150万円	7年以内
冠婚葬祭費	○	○	○	50万円	3年以内
住宅の移転費、給排水設置費	○	○	○	50万円	3年以内
技能習得費	○	○		技能習得の期間 ・6ヶ月程度…130万円・2年程度…400万円 ・1年程度…220万円・3年程度…580万円以内	8年以内
就職、技能習得の支度費	○	○			3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内

※1）新規事業の場合、総経費のうち2割の自己資金が必要。

継続事業の場合、総経費のうち1割の自己資金が必要。

※2）総経費のうち1割の自己資金が必要。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸付ける資金。

貸付限度額：10万円以内

据置期間：2ヶ月以内

償還期間：12ヶ月以内

貸付利率：無利子

連帯保証人：不要

留意事項：・慢性的に生活費が不足している場合は、貸付できません

・原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること（生活保護支給までのつなぎ資金を除く）

- 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- 関係機関等からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- その他、やむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき
- 火災等被災によって生活費が必要なとき
- 会社からの解雇、休業等の収入減のため生活費が必要なとき
- 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- 給与等の盗難によって生活費が必要なとき



教育支援資金

低所得者世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）または高等専門学校に就学あるいは入学に際して必要な経費として貸付ける資金。

※日本学生支援機構の奨学金、教育資金ローン等、他の教育資金が利用可能な場合は、これらを優先して活用すること。

資金種別	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大・専修学校含む）または高等専門学校に就学するのに必要な経費	ア．（高校）月3.5万円以内 イ．（高専・短大・専修）月6.0万円以内 ウ．（大学）月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合には、ア～ウの額の1.5倍の額まで可能。	卒業後 6ヶ月以内	概ね就学期間の3倍以内。ただし教育支援費と就学支度費を併用で借入した場合は、概ね就学期間の4倍以内を目安として20年を超えないこと。	無利子
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大・専修学校含む）または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			

～ ご相談・お問い合わせは、お住いの市町村社会福祉協議会（社協）まで ～

市町村社協	住所	電話番号
名護市社協	港 2-1-1 市民会館内福祉センター	0980-53-4142
うるま市社協	安慶名 1-8-1 市健康福祉センターうるみん内	098-973-5459
石川支所	石川石崎 1-1 市役所石川庁舎内（1F）	098-964-2494
与那城支所	与那城屋慶名 1098 市与那城社会福祉センター内	098-978-0011
勝連支所	勝連平安名 3047 市勝連地区公民館	098-978-5914
沖縄市社協	住吉 1-14-29 市社会福祉センター	098-937-3385
宜野湾市社協	赤道 2-7-1 市社会福祉センター内	098-892-6525
浦添市社協	仲間 1-10-7 市社会福祉センター内	098-877-8226
那覇市社協	金城 3-5-4 市総合福祉センター内	098-857-7766
豊見城市社協	字平良 467-4 市社会福祉センター内	098-856-2782
南城市社協	佐敷字新里 1870 番地 南城市役所内	098-917-5692
糸満市社協	字真栄里 857 市社会福祉センター内	098-994-0563
宮古島市社協	城辺字西里添 788-3	0980-77-7930
宮古島市社協 地域福祉課	平良字下里 442	0980-73-0892
石垣市社協	字登野城 1357-1 市健康福祉センター内	0980-84-2211
国頭村社協	字辺土名 1709 村老人福祉センター内	0980-41-5231
大宜味村社協	字喜如嘉 320	0980-44-3800
東村社協	字平良 804 村保健福祉センター内	0980-43-2544
今帰仁村社協	字天底 62 社会福祉会館内	0980-56-4742
本部町社協	字大浜 881-4 町地域福祉センター内	0980-47-6655
恩納村社協	字恩納 6302 村総合保健福祉センター内	098-966-1193
宜野座村社協	字惣慶 1898 村地域福祉センター内	098-968-8979
金武町社協	字金武 1842 町総合保健福祉センター内 1 階	098-968-3310
伊江村社協	字川平 364-1 村福祉センター内	0980-49-5104
伊是名村社協	字仲田 1163	0980-45-2292

市町村社協	住所	電話番号
伊平屋村社協	字我喜屋 300 村高齢者生活福祉センター内	0980-46-2477
読谷村社協	字座喜味 2975 村総合福祉センター内	098-958-2939
嘉手納町社協	字水釜 447-1 町総合福祉センター内	098-956-1177
北谷町社協	字吉原 26-6	098-936-2940
北中城村社協	字仲順 451 村総合社会福祉センター内	098-935-4520
中城村社協	字安里 187-1 吉の浦会館内	098-895-4081
西原町社協	字与那城 135 町社会福祉センター内	098-945-3651
八重瀬町社協	字東風平 1318-1 町社会福祉会館内	098-998-4000
与那原町社協	字上与那原 16-2 町社会福祉センター内	098-945-3016
南風原町社協	字宮平 697-10 町総合保健福祉防災センター内	098-889-3213
久米島町社協	字儀間 5	098-851-8335
渡嘉敷村社協	字渡嘉敷 747 村高齢者生活福祉センター内	098-987-3271
座間味村社協	字座間味 109	098-987-2084
粟国村社協	字東 1088 村離島振興総合センター内	098-988-2045
渡名喜村社協	字渡名喜 1935 村多目的拠点施設内	098-989-2113
南大東村社協	字南 144-1 村高齢者生活福祉センター内	09802-2-2226
北大東村社協	字中野 207-2 村複合型福祉施設内	09802-3-6088
多良間村社協	字仲筋 160 村高齢者生活福祉センター内	0980-79-2679
竹富町社協	石垣市美崎町 16-6	0980-84-3302
与那国町社協	字与那国 255 町保健センター内	0980-87-2471



社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会（民生部）

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4 丁目 373-1

電話：098-887-2000 F A X：098-887-2024

